



平成20年度の税率変更など、改正についてお知らせします
暮らしの安心 国民健康保険

今年度から国保税の税率が変更になりました。
 今回の改正は、後期高齢者（長寿）医療制度の創設や退職者医療制度の変更に伴い、国民健康保険税制度の抜本的な見直しが必要となったため改正を行いました。
 なお、公的年金の所得控除の激変緩和措置は平成19年度で終了しました。

平成20年4月分からの国民健康保険税

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	世帯の所得 × 7.5%	世帯の所得 × 3.0%	世帯の所得 × 1.8%
資産割	固定資産税額 × 2.2%	固定資産税額 × 9.0%	固定資産税額 × 4.0%
均等割	20,000円	7,000円	7,000円
平等割	18,000円	7,000円	6,000円
限度額	47万円	12万円	9万円

平成20年度の納税通知書は、7月中旬に国保加入世帯の世帯主の方へお送りします。

保険税の税額などは上の表により計算し、それぞれ ~ の合計（限度額を超える場合は限度額）となります。医療分・後期高齢者支援金分は国保加入者全員、介護納付金分（介護保険2号被保険者）については、国保加入者のうち、満40歳以上65歳未満の方が対象となります。

後期高齢者支援金について

後期高齢者医療制度の創設に伴い、医療分の一部（これまでは老人保健拠出金にあてていた部分）を後期高齢者支援金分として区別し、後期高齢者医療費への国保の負担分を明確にするために新設しました。

介護納付金について

納付対象者
 介護納付金は満40歳から65歳未満までの方が納付対象者です。

40歳になった月（誕生日の前日の月）から月割り計算で新たな納付書が送られます。また今年度中に65歳になる方は、その月の前月までの月割計算で課税されております。

保険税の軽減について

従来からの世帯の所得に応じて軽減されるほか、今年は後期高齢者医療制度の創設に伴って、75歳以上の方が国保から後期高齢者医療制度に移行した場合は、同じ世帯に属する国保の被保険者の保険税が急に増えることなく、移行する前と同程度となるように、次のような軽減措置があります。

所得の低い方に対する軽減

すでに軽減（均等割・平等割の7・5・2割軽減）を受けている世帯は、後期高齢者医療制度への移行によって国保の被保険者が減少しても、世帯構成に異動がなければ5年間、移行前と同様の世帯構成で軽減判定を受けられます。

平等割の軽減

後期高齢者医療制度が始まったときに75歳以上の方、または制度施行後に75歳になる方が、国保から後期高齢者医療制度に移行することにより、国保の被保険者が1人の世帯となる方については、世帯の異動がなければ5年間は世帯ごとに負担する平等割額（介護納付金分を除く）が半額となります。

会社の健康保険に加入していた方が、後期高齢者医療制度に移行するために、その被扶養者でなくなり、国保に加入する場合には、激変緩和措置として次のような減免が講じられます。

最長2年間、所得割・資産割の負担はありません。

均等割・平等割の7割・5割の軽減を受けている場合を除き、被保険者一人当たりで負担する均等割額が半額になり、さらに、被保険者が一人の場合には、一世帯当たりで負担する平等割額も半額となります。

保険税の納め方が変わります

平成20年10月から、国保被保険者が全員65歳以上74歳未満で構成される世帯の保険税は、原則として納税義務者の年金から天引きとなります。ただし、次に該当する方は従前のとおり納付書にて納める（普通徴収）こととなります。

- ・ 保険税の納付を口座引き落としにしている場合
- ・ 世帯主が平成20年中に74歳となる場合
- ・ 年金年額が18万円未満の場合

保険税は世帯主が納めます

国保における各種届出や保険税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に1人でも国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主（擬制世帯主）に送られます。なお、擬制世帯で国保税の実際の支払いが世帯主でない場合、一定の要件により世帯主の変更が出来ますのでお問い合わせください。

国保に加入するとき・やめるとき

こんなときは14日以内に届出を。

- 国保に加入するとき
- 転入したとき
- 退職などにより職場の健康保険をやめたとき
- 子どもが生まれたとき

- 国保をやめるとき
- 転出するとき
- 就職などにより職場の健康保険に加入したとき
- 被保険者死亡のとき

加入したとき、やめたときの保険税

国保の保険税は、加入の届出をした月からではなく、加入資格を得た月（＝社保等の資格喪失月）からかかります。また、保険税は、年度（4月から翌年3月）までで決められます。年度の途中で加入する場合は、加入した日の月から、その年度末（3月）までを月割計算します。また、やめたときも、やめた月の前月までの税額が月割で計算されます。

加入の届出が遅れたら

加入の届出が遅れた場合は、加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めます。

8月に退職して11月に国保加入の届出をした場合について、下図にまとめてみました。

会社を退職(国保資格発生)				国保加入の届出		
7月	8月	9月	10月	11月	12月	
保険税は8月分までさかのぼって納めます						

1日現在、国保に加入している方にかかります。たとえば、2月に加入資格を得た方が4月以降に届出をした場合は、その年度の4月分以降の保険税とは別に前年度（過年度）分の保険税がかかります。届出の遅れにより、会社の健康保険に加入したのに、新しい保険証が届かないからといって、まちがって国保の保険証を使って病院にかかった場合は、国保が負担した分の医療費を後で返してもらうこととなります。

各種受給者証について（高齢受給者証・限度額適用認定証）

高齢受給者証

高齢受給者証は、有効期限までに、8月1日以降に使用する新しい証を発送します。お手元に届きましたら差し替えてご使用ください。

なお、古い証は細かく切って処分してください。

今年度中に70歳となる対象者は誕生月の翌月より使用できるように発送いたします。

限度額適用認定証
70歳未満の国保加入者が入院時



にかかる医療費を自己負担額で支払いが済む「限度額適用認定証」を入院時に申請により発行します。納税状況で発行できない場合もありますので、お問い合わせください。

国保が行う保健事業

国保では、被保険者の皆さんの疾病予防、早期発見、早期治療を行えるように、特定健診や各種がん検診、人間ドックなどの助成を保健事業として行っています。

これまでの「基本健診」が、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健診・特定保健指導」に変わりました。脳卒中や心臓病、糖尿病合併症などの生活習慣病を引き起こす原因となるメタボリックシンドロームの該当者や、その予備軍となる人を「特定健診」で早期発見し、「特定保健指導」で予防・改善に向けての生活改善を指導します。

人間ドックおよび脳ドックにかかる費用の助成

名寄市立総合病院で受診する場合は、病院で予約してから市役所国保係で申請し、受診票の交付を受けてから受診してください。その他の病院での受診で助成を受け

ようとする場合は、受診後に申請が必要となります。助成を希望される方は、名寄庁舎または風連庁舎の国保係でお申し込みください。なお、人間ドックの助成を受ける方は、受診結果を国保係に提出してください（原本は返却します）。

市が実施する各種検診、がん検診については、申し込みの際に国保加入者であることを伝えてください。助成の取り扱いとなります。

ぜひ、各種検診などを積極的に受け、健康維持にお役立てください。

人間ドックおよび脳ドックについては、国保加入期間が通算1年未満の方は助成を受けることができません。また、保険税の納付状況により助成を受けられない場合があります。

納期内の納税にご協力願います

国保税は、加入している人の医療費の支払をする目的のために集められている「目的税」です。この納めていただいた保険税や国や道、その他からの補助金などで、名寄市の国保は毎月医療機関に医療費を支払っています。そのため、納付書の納期のとおり納めていただくことが大変重要ですので、ご理解とご協力をお願いします。

納め忘れないように

口座振替制度のご利用により、納め忘れは防げます。申し込みは、市内の金融機関または市役所税務課納税係の窓口へ（通帳と届出印、納付書をお持ちください）。

納付額を分けてほしい

ご相談により、納付金額を分割することが可能です。市役所税務課納税係でご相談ください。

納付が遅れたら

特別な事情がなく国保税の納税が遅れたり、納税相談などもない場合には、保険証の発行差し止めなどの措置が取られることとなり、病院にかかるときには一度、医療費の全額をお支払いしていただき、後日、保険者分を払い戻す措置（医療給付の停止）が法律で定められています。

火事や台風による風災害などにより所得が一時的に著しく減少した場合には、申請により保険税の減免や免除を受けられる制度もありますので、お早めの相談をお願いします。

問い合わせ
市民課国保係
名寄庁舎1階
☎01654 2111
内線3114 3116
・風連庁舎1階
☎01655 2511
内線119